



受大監第13号
令和6年8月23日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和5年度大山町各財産区会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度大山町各財産区会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、証憑書類の審査を行ったので、下記のとおり意見を付する。

記

1. 審査の対象

令和5年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証憑書類

2. 審査の期間

令和6年7月19日 1日間

3. 審査の結果

令和5年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算は、諸帳簿と合致し計数に誤りは認められず、適正に執行されていると認められる。引き続き、財産区財産の適正な維持管理に努められたい。

各財産区の会計状況は次のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入率
中山財産区	4,734,000	6,388,411	6,388,411	100
上中山財産区	5,413,000	5,407,718	5,407,718	100
下中山財産区	2,886,000	2,882,504	2,882,504	100
逢坂財産区	1,261,000	1,297,772	1,297,772	100

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額	支出済額	不用額	執行率
中山財産区	4,734,000	2,420,416	2,313,584	51.1
上中山財産区	5,413,000	830,495	4,582,505	15.3
下中山財産区	2,886,000	629,137	2,256,863	21.8
逢坂財産区	1,261,000	645,996	615,004	51.2

(3) 実質収支額

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	増減額
中山財産区	4,005,702	3,967,995	△37,707
上中山財産区	4,030,750	4,577,223	546,473
下中山財産区	2,248,954	2,253,367	4,413
逢坂財産区	1,088,124	651,776	△436,348

4. 監査意見

本町は旧中山町、旧名和町、旧大山町が平成17年3月に合併して、翌年の平成18年6月には本町各財産区議会が設置され、今日に至るまで財産の適切な管理を行われてきたところである。

令和2年12月に公職選挙法が改正され、財産区議会議員の選挙にかかる供託金制度が導入されたことに伴い、候補者が立候補するハードルが高くなり、なり手不足の状況が散見されるようである。

財産区議会議員の選挙にかかる供託金制度の適用除外を、引き続き、総務省に要望されたい。